

第4章 みどりづくりを重点的に進める地区の施策方針

1 基本的考え方

本市のみどりづくり施策を今後展開するため、重点的に緑地の保全又は緑化の推進を図る重点地区を定めます。

このうち、第1章 みどりの基本構想の「3 みどりの将来構造」(図4-1参照)において、「みどりの保全拠点」「海の保全・活用軸」として位置づける地区を「重点的に地区のみどりの保全に取り組む」ものとしてその保全方針を示します。また、「街の緑化拠点」として位置づける地区を「重点的に地区の緑化推進に取り組む」ものとして緑化推進の方針を示します。また、「重点緑化道路」として位置づける路線および「海の保全・活用軸」や「大地の連携軸」をつなぐ歩行者ルートについては「重点的に道路の緑化に取り組む」ものとして道路緑化の推進と歩行者ルート確保の方針を示します。



図4-1 みどりの将来構造図(再掲)

2 重点的に地区のみどりの保全に取り組む

本市では三浦半島公園圏構想の中で「連携地区」として位置づけられる小網代の森の保全が最重要課題のひとつであり、県と連携しながら近郊緑地特別保全地区として保全に向けた調整を進めます。

また、江奈湾とその背後の谷戸の斜面樹林や油壺周辺については、本市のみどりの保全において特に重要な地区として「みどりの保全配慮地区」として位置づけます。

本市をとりまく自然海岸については、貴重な海浜植生の生育地であることから「海辺の保全配慮地区」として位置づけます。



図 4-2 重点的な保全区域

(1) 特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区の保全方針

① 特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区指定の意義

特別緑地保全地区は、歴史的価値や動植物の生息地等となる緑地の保全を図ることを目的として、都市計画法を根拠に指定されます。

また、良好な緑地を保全するため、近郊緑地保全区域が首都圏近郊緑地保全法を根拠に指定されるとともに、特に良好な自然環境等を形成する地区等については、近郊緑地特別保全地区が指定されます。

この二つの保全地区は、指定・許可主体や指定要件は異なるものの、ほぼ同様な効果を持つ法規制として運用されています。

特別緑地保全地区等を指定すると、建築物の建築等の行為は厳しく制限され、必要に応じて損失補償や土地の買入れ等の措置がとられます。

② 特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区指定の基本的考え方

特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区は、本市の樹林地の中で保全の必要性が特に高い樹林地に定めるものとし、第1章 みどりの基本構想の「3 みどりの将来構造」において、「みどりの保全拠点」「海の保全・活用軸」と位置づける地区(図4-1 参照)のうち以下のいずれかの要件に当てはまるものを指定候補地とします。

ア 近郊緑地保全区域内で特に保全の必要性が高いもの

→近郊緑地特別保全地区を指定

イ 保全配慮地区内の自然地で特に保全の必要性が高いもの

→特別緑地保全地区を指定

※ただし、本計画では区域を特定せず、今後必要に応じて指定を進めていくものとしします。

③ 特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区の指定方針

特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区の具体的指定に向けては、市民および専門知識を有する者で構成される三浦市緑の審議会において、今後検討・審議を進めるものとしします。

特別緑地保全地区の実際の指定にあたっては、県と協議を図りながら、指定を進めることとなりますが、原則として以下の基準に基づき指定主体が定められます。

ア 10ha 未満の特別緑地保全地区

→市の指定となります。

イ 10ha 以上の特別緑地保全地区

→県の指定となります。



海側からみた小網代の森

(2) 保全配慮地区の保全年針

① 保全配慮地区設定の意義

保全配慮地区とは、都市緑地法第4条の中でみどりの基本計画の項目として定める「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。

これは、豊かな自然環境を有し、景観・自然生態系の保全、自然とのふれあいの場等として重要な区域を計画的に保全することを目的に設定する地区のことです。

なお、保全配慮地区は特別緑地保全地区以外の区域に定めるものとされていますが、将来的に保全配慮地区内に特別緑地保全地区を指定することも可能となっています。

② 保全配慮地区設定の基本的考え方

保全配慮地区は、本市のみどりの保全を進める上で特に配慮が必要となる地区に設定することが望ましいものと考えられるため、以下の保全配慮地区を設定します。

ア みどりの保全配慮地区

◇ 江奈湾周辺保全配慮地区

◇ 油壺周辺保全配慮地区

イ 海辺の保全配慮地区

◇ 東京湾沿岸保全配慮地区

◇ 相模湾沿岸保全配慮地区

③ みどりの保全配慮地区別保全年針

ア 江奈湾周辺保全配慮地区の保全年針

a 対象区域

貴重な干潟を有する江奈湾とその背後の谷戸の斜面樹林を位置づけます。

b 基本的な考え方

江奈湾は市街化調整区域に位置し、干潮時には干潟が形成されます。また、干潟の背後はヨシ群落が広がっており、その背後の斜面樹林はヤブニッケイ・タブノキ群落の自然林となっています。市街化調整区域となっており、また風致地区と近郊緑地保全区域が指定されていることから直ちに開発される危険性は高くありませんが、関東地方で数少ない干潟であり、その干潟に淡水を供給する集水域となる背後の斜面樹林とともに一体的な保全が必要です。

○ 施策方針

- ◇ 江奈湾の干潟については公有地化を進めるとともに、県が策定する相模灘沿岸海岸保全基本計画により適切に保全されるよう関係機関に要望し、調整を図ります。
- ◇ 斜面樹林については風致地区と近郊緑地保全区域の継続的指定と適切な開発指導を図るとともに、特別緑地保全地区等の指定の検討、公有地化や三浦市みどりの条例による保護地区等の指定、都市緑地法による市民緑地制度の導入等、諸施策を講じて保全に努めます。
- ◇ 今後は景観法に基づく景観計画の中で、みどり豊かな景観の保全を図ることについても検討を進めます。
- ◇ 地区の自然環境や生き物の保護については、NPO や市民団体等との市民協働により推進します。



潮が満ちた江奈湾



江奈湾の干潟と背後の樹林

イ 油壺周辺保全配慮地区の保全方針

a 対象区域

油壺湾とその周辺の断崖に形成される斜面樹林、海岸

b 基本的な考え方

油壺湾については、断崖に自然性の高い常緑広葉樹の斜面樹林や小面積ながらハンノキ群落が形成されており、また、クサフグの産卵地となる海岸を有しています。

ほとんどが市街化調整区域で、風致地区と県条例による自然環境保全地域が指定されていますが、一部市街化区域を含んでいます。これらの法規制のため、直ちに開発される危険性は高くありませんが、マリナーとみどりが調和した景観はかながわの景勝地 50 選に選ばれた景勝地となっており、東大の臨海実験所や検潮所等周辺に近代の文化遺産が立地し、三浦一族終焉の地となった新井城址もある等、自然、歴史、景観ともに重要な地区となっており、その保全への配慮が必要です。

c 施策方針

- ◇ 名向崎の旧東大所有地については、今後財務省と協議を進めながら、その保全について検討を進めます。
- ◇ クサフグ産卵地を含む自然海岸については、相模灘沿岸海岸保全基本計画により適切に保全されるよう関係機関と調整を図ります。
- ◇ 斜面樹林については風致地区と県条例による自然環境保全地域の継続的指定と適切な開発指導を図るとともに、特別緑地保全地区等の指定の検討や三浦市みどりの条例による保護地区等の指定、都市緑地法による市民緑地制度の導入等、諸施策を講じて保全に努めます。
- ◇ 今後は景観法に基づく景観計画の中で、みどり豊かな景観の保全を図ることについても検討を進めます。
- ◇ 地区の自然環境や生き物の保護については、NPO や市民団体等との市民協働により推進します。



海からみた油壺(上)と名向崎(右)



④ 海辺の保全配慮地区別保全方針

ア 東京湾沿岸保全配慮地区の保全方針

a 対象区域

東京湾(浦賀水道)に面した三浦海岸～劔崎までの砂浜・磯等の自然海岸、背後の斜面樹林

b 基本的な考え方

三浦海岸～劔崎まで東京湾(浦賀水道)に面した海岸は、砂浜海岸を主に、磯やポケットビーチを含む多様な自然海岸を有しています。これらの自然海岸には、海浜植生が生育しており、自然海岸の少ない東京湾において貴重な存在となっています。また、海に面して断崖となっている地区では常緑広葉樹を主体とする斜面樹林が形成されています。

これらは市街化調整区域で、砂浜海岸は海岸保全区域に指定されているほか、風致地区や近郊緑地保全区域が指定されており、また公有地がほとんどであることから、開発により失われる可能性は高くありません。しかし、海岸保全施設や漁港等の整備、海水浴等のレジャー利用による海浜植生への影響が懸念され、その保全への配慮が必要です。



海から見た金田海岸(上:砂浜海岸)と大浦海岸(下:ポケットビーチ)



スナビキソウ



ハマヒルガオ

○ 施策方針

- ◇ 東京湾沿岸海岸保全基本計画により自然海岸と海浜植生が適切に保全されるよう関係機関と調整を図ります。
- ◇ 海岸のレジャー利用による海浜植生の生育地の攪乱等が起きないように、利用調整を図るとともに、必要に応じて特別緑地保全地区の指定や立ち入りの制限等の方策を検討します。特に神奈川県レッドデータブックで、ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種(絶滅危惧 IA 類)となっている種の生育地については、早期に海岸管理者とともに車の乗り入れ禁止等を検討します。
- ◇ 斜面樹林については風致地区と近郊緑地保全区域の継続的指定と適正な開発指導による保全に努めます。
- ◇ 今後は景観法に基づく景観計画の中で、みどり豊かな景観の保全を図ることについても検討を進めます。
- ◇ NPOや市民団体等との市民協働により、絶滅が危惧される特に貴重な海浜植生の生育地の正確な情報の蓄積とその保護について推進します。

イ. 相模湾沿岸保全配慮地区の保全方針

a 対象区域

相模湾に面した劔崎～宮川湾(江奈湾の干潟付近除く)、城ヶ島南岸、二町谷付近～長浜海岸(油壺湾周辺、小網代湾奥除く)まで磯・砂浜等の自然海岸、背後の断崖地植生・斜面樹林

b 基本的な考え方

劔崎～宮川湾までの相模湾に面した海岸は、断崖がつづく中に劔崎等の岬と江奈湾や毘沙門湾、宮川湾等の入り江が形成される複雑に入り組んだ地形となっており、断崖地植生やマサキトベラ群落等の自然林が形成され、劔崎、盗人狩についてはかながわの景勝地 50 選にも選定されています。城ヶ島南岸についても断崖と磯が続く地形となっており、ササが多くみられる中に断崖地植生が点在してみられ、赤羽根海岸はウミウ・ヒメウ・クロサギの生息地として天然記念物に指定されています。

二町谷付近～三戸海岸までの海岸は、断崖がつづく中に油壺湾、小網代湾等の深い入り江が形成され、マテバシイ群落等の常緑広葉樹二次林を主体とする斜面樹林が形成されています。三戸海岸～長浜海岸にかけては、ポケットビーチ状の三戸、長浜の砂浜海岸、黒崎の鼻等の岬によって形成されており、砂浜海岸には海浜植生が形成され、背後の斜面樹林にはマサキトベラ群落等の常緑広葉樹林が形成されています。また、長浜海岸にはクロマツ林がありますが、松枯れの進行により荒廃しています。

これらはほとんどが市街化調整区域で、砂浜海岸は海岸保全区域に指定されているほか、ほぼ全域で風致地区が指定されており、また、県条例による自然環境保全

地域や近郊緑地保全区域が指定されています。過去にマリーナや別荘地等のリゾート開発が進んだところですが、これらの法規制等によりまとまったみどりが失われる可能性は高くありません。しかし、海岸保全施設や漁港等の整備、海水浴・磯遊び等のレジャー利用による海浜植生への影響が懸念され、その保全への配慮が必要です。

c 施策方針

- ◇ 相模灘沿岸海岸保全基本計画により自然海岸と海浜植生が適切に保全されるよう関係機関と調整を図ります。
- ◇ 黒崎海岸をはじめ、良好な海浜植生が形成されている海岸については、レジャー利用による海浜植生の生育地の攪乱等が起きないように、利用調整を図るとともに、必要に応じて特別緑地保全地区の指定や立ち入りの制限等の方策を検討します。
- ◇ 長浜海岸のクロマツ林については、関係機関と協議・調整を図りながらその再生について検討を進めます。
- ◇ 斜面樹林については風致地区、近郊緑地保全区域、県条例による自然環境保全地域の継続的指定と適正な開発指導による保全に努めます。
- ◇ 今後は景観法に基づく景観計画の中で、みどり豊かな景観の保全を図ることについても検討を進めます。
- ◇ NPOや市民団体等との市民協働により、絶滅が危惧される特に貴重な海浜植生の生育地の正確な情報の蓄積とその保護について推進します。



写真左上：長浜に残るクロマツ林
 写真中左：ソナレマツムシソウ
 写真中右：黒崎の鼻
 写真下：毘沙門海岸



3 重点的に地区の緑化推進に取り組む

本市の中心市街地は人が集まる地区ですが、みどりの少ない地区でもあります。特に駅周辺についてはアンケートでも緑化の要望が高い地区となっています。

また、今後市街地整備が予定される地区については、計画的に緑化を誘導し、みどり豊かで良好な市街地形成を図る必要があります。

本市においては、第1章 みどりの基本構想の「3 みどりの将来構造」において「街の緑化拠点」として位置づける地区(図 4-1 参照)について、緑化推進を重点的に進める「緑化重点地区」に位置づけます。なお、緑化率規制を伴う「緑化地域」については具体的な地区を本計画では示しませんが、「緑化重点地区」のうち、今後緑化施策の展開上緑化率規制をおこなうことが望ましい地区について「緑化地域」の指定を検討します。

(1) 緑化重点地区の緑化方針

① 緑化重点地区の設定の意義

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条のみどりの基本計画上で、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として位置づけられる地区のことです。平成16年の法改正で法律上の表現が変わりましたが、都市緑地法運用指針の中で、従来あった緑化重点地区と同様の位置づけであることが示されています。

② 緑化重点地区の設定の基本的考え方

緑化重点地区は、市街地において重点的に緑化を進める地区に設定することが望ましいものと考えられるため、緑地の整備、都市緑化等を重点的に推進する地区として第1章 みどりの基本構想の「3 みどりの将来構造」において「街の緑化拠点」として位置づける以下の地区に設定します。

- ◇ 三浦海岸駅周辺緑化重点地区
- ◇ 三崎口駅周辺緑化重点地区
- ◇ 入江緑化重点地区
- ◇ 三戸・小網代緑化重点地区
- ◇ 引橋緑化重点地区
- ◇ 三崎下町・城ヶ島北部緑化重点地区



図 4-3 緑化重点地区位置図

③ 緑化重点地区別の緑化方針

ア 三浦海岸駅周辺緑化重点地区の緑化方針

a 緑化の基本方針

本市の商業拠点として、また、春の桜、夏の海水浴、秋の紅葉、冬の水鳥観察等四季折々に楽しめる活力ある地区のみどりづくりを進めます。

b 緑化計画

本地区では次のような緑化を推進します。

◆ みどりの交流拠点づくり

駅前広場については、市民協働によっておこなわれている河津桜と草花の植栽を引き続き推進するとともに、地区東側のバスロータリー、待合いスペースを中心に鉄道・バス事業者の協力を得ながら緑化を進めます。

南下浦市民センターについては、地域の中心的な施設として、保護樹木を含め現在の良好なみどりの保全と新たな緑化推進を図ります。

◆ みどりのみちづくり

三浦海岸駅から小松ヶ池公園を結ぶ市道については、現在の歩道と緑地帯の維持充実を図るとともに、市民協働による桜のシンボルロードづくりを引き続き推進します。

駅前を通過する県道 214 号(武上宮田)沿道については、緑化スペースが少ないことから、商業施設の店先等私有地内のプランター、ハンギングバスケット等による緑化や壁面緑化を推進します。

三浦海岸への快適な歩行者ルートとして、境川上の遊歩道の維持と緑化推進を図ります。

◆ みどり豊かな住宅地づくり

既存の戸建て住宅地については生垣等による接道部緑化を推進するとともに、草花やつる植物による緑化や、私有地の窓辺や塀際の草花等による緑化を推進します。

既存の高層住宅地については、今後とも施設内の良好な緑化が維持されるよう施設管理者に要請します。

今後新たに整備する住宅地については、適切に緑化が図られるよう誘導します。



写真左上:三浦海岸駅 写真右上:南下浦市民センター
写真左中:三浦海岸駅前 中央:歩道沿いの河津桜とナノハナ
写真左下:京急沿いの歩道 写真右下:高層住宅地

イ 三崎口周辺緑化重点地区の緑化方針

a 緑化の基本方針

高速交通への連絡口並びに鉄道による本市への玄関口としてふさわしいみどりづくりを進めます。

b 緑化計画

本地区では次のような緑化を推進します。

◆ みどりの交流拠点づくり

駅前広場については、市民協働によっておこなわれている草花の植栽を引き続き推進するとともに、駅正面や待合いスペースについて鉄道・バス事業者の協力を得ながら緑化を進めます。

◆ みどりのみちづくり

三崎口駅から飯森団地方面を結ぶ市道については、現在の歩道と緑地帯の維持・充実を図るとともに、市民協働による道路緑化を引き続き推進します。

駅前を通過する国道 134 号沿道について、引き続き街路樹等による道路緑化が維持されるよう道路管理者に要請するとともに、フラワーロード事業による緑地帯を今後とも維持し、市民協働による美しい沿道景観づくりを推進します。



写真左上：三崎口駅と駅前広場
 写真右：フラワーロード
 写真左下：改札口正面のフラワーコンテナ

ウ 入江緑化重点地区の緑化方針

a 緑化の基本方針

新たな市街地開発にあわせて、海に面したみどり豊かな市街地の形成を誘導します。

b 緑化計画

本地区では次のような緑化を推進します。

◆ みどりの交流拠点づくり

市街地開発に合わせて、街区公園が適正に確保されるよう誘導します。

開発区域に隣接する県営住宅や県立初声臨海高校について今後とも良好に緑化が図られるよう施設管理者に要請を図ります。また、潮風アリーナについてその緑化推進を図ります。

◆ みどりのみちづくり

開発区域内の道路については適切に道路緑化が図られるよう誘導します。

◆ みどり豊かな住宅地づくり

開発区域内の住宅地については、適切に緑化が図られるよう誘導します。

◆ 快適な親水空間づくり

地区内を流れる一番川については、その親水的利用について河川管理者や開発事業者と調整・検討を進めます。

エ 三戸・小網代緑化重点地区の緑化方針

a 緑化の基本方針

新たな市街地開発にあわせて、駅と一体となったみどり豊かな新市街地の形成を誘導します。

b 緑化計画

本地区では次のような緑化を推進します。

◆ みどりの交流拠点づくり

市街地開発に合わせて、街区公園等が適正に確保されるよう誘導します。

開発区域内に整備が見込まれる新駅について、駅前広場の確保とその適切な緑化について誘導します。

◆ みどりのみちづくり

開発区域内の道路については適切に道路緑化が図られるよう誘導します。

◆ みどり豊かな住宅地づくり

開発区域内の住宅地については、適切に緑化が図られるよう誘導します。

◆ **ミティゲーションの方針**

可能な限り現在の樹林の一部が地区内に緑地として確保されるよう誘導します。
開発により失われるみどりを再生するため、区域内の緑化については、可能な限り郷土の樹木を使用するよう誘導します。

かつて本地区に生息していたメダカ等の復原、移植等の有効な方策について、開発事業者と調整・検討を図ります。

オ **引橋緑化重点地区の緑化方針**

a **緑化の基本方針**

新たな市民交流拠点の整備にあわせて、みどり豊かな地区の形成を図ります。

b **緑化計画**

本地区では次のような緑化を推進します。

◆ **みどりの交流拠点づくり**

市民交流施設の整備に合わせて、接道部を中心に適切な緑化を推進します。

小網代の森を眺望できる施設の設置の可能性について調整・検討します。

カ **三崎下町・城ヶ島北部緑化重点地区の緑化方針**

a **緑化の基本方針**

本市の産業、観光の拠点として、また、生活の場として適切にみどりの確保を図ります。

b **緑化計画**

本地区では次のような緑化を推進します。

◆ **みどりの交流拠点づくり**

「うらり」とその周辺については、本市の観光拠点としてふさわしい空間として緑化を推進します。

市庁舎とその周辺の公共施設については、接道部を中心に緑化を推進します。

県立城ヶ島公園については、広大なオープンスペースとしてまた、災害発生時の避難場所として有効に活用を図ります。

城ヶ島灯台と一体的に設置されている城ヶ島灯台公園については、観光の中心的な施設として再整備と適切な緑化を優先的に推進します。

三崎下町地区に点在する社寺については、みどりの少ない同地区の貴重なオープンスペースとして、また、観光資源として保全・活用を図ります。

◆ **みどりのみちづくり**

地区内を通過する県道 26 号(横須賀三崎)、県道 215 号(上宮田金田三崎港)沿道に

については、緑化スペースが少ないことから、店先等私有地内のプランター、ハンギングバスケット等による緑化や壁面緑化を推進します。

地区内を通過する市道 35 号線、都市計画道路城ヶ島線については、効果的な道路緑化の方策について検討を進めます。

三崎下町地区周辺各地にみられる階段や坂道は、同地区の特徴的な歩行者利用を主体とした小径であることから、生活の道として、また地区を散策できる観光資源として、案内表示の充実や散策マップの作成等を検討し、活用を図ります。

◆ みどり豊かな商業・住宅地づくり

三崎下町地区に残る歴史的建造物の保全を図るとともに、路地裏緑化(植木鉢緑化)を地域の特徴的な緑化として、推進・支援する方策を検討します。

三崎下町の密集住宅地については、ブロック塀の生垣化や細街路の拡幅を推進し、地震災害時等の安全確保と良好な地区環境の形成を図ります。

工場等の跡地利用により新たに整備される住宅地については、適切に緑化が図られるよう誘導します。

城ヶ島の商業地や土産物屋街については、店先等私有地内のプランター等による特徴的な緑化を推進します。

◆ 産業空間へのみどりの確保

埋立事業が竣工し、現在施設整備が進められている二町谷地区については、緑地帯を確保するとともに、緑化の推進による良好な景観形成を図ります。



写真上：城ヶ島北部・三崎下町の全景
写真左中：城ヶ島の商業地 写真中央：格子戸の民家と路地裏緑化
写真左下：うらり前のボードウォーク 写真右：三崎町地区の坂道

(2) 緑化地域の指定方針

① 緑化地域とは

緑化地域とは、用途地域が指定されている区域内で、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域において、都市計画法に定める地域地区として都市計画決定をおこなうもので、平成16年の都市緑地法および都市計画法の改正にともなって創出された制度です。

緑化地域の規制の対象は敷地面積が政令で定める規模(1,000㎡以上・市の条例により300㎡~1,000㎡の間で設定可能)以上の建築物の新築・増築で、規制の内容は建築敷地の緑化率を、都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることを義務づけ(建築基準関係規定とみなす=建築確認の要件となる)ています。

なお、緑化率の最低限度の上限=「敷地面積の25%」又は「 $1 - (\text{建ぺい率} + 10\%)$ 」のうち小さい数値となります。

② 本市における緑化地域指定の考え方

本市においては当面、緑化地域の指定はおこなわないものとします。将来的には緑化重点地区について、緑化地域指定の必要性が高いと判断した場合、時期をみて緑化地域の指定を検討するものとし、緑化率規制を導入することにより、みどり豊かでうるおいのある市街地形成をめざすものとします。

4 重点的に道路の緑化に取り組む

第1章 みどりの基本構想の「3 みどりの将来構造」(図4-1参照)において、「重点緑化道路」と位置づけた、産業や観光のための自動車利用を図る本市の骨格的道路となる主要道路については、その緑化の方針を示します。また、「海の保全・活用軸」や「大地の連携軸」をつなぐ歩行者ルートについてもその確保の方針を示します。



図4-4 重点緑化道路、主要遊歩道づくり位置図

(1) 重点緑化道路づくりの方針

道路緑化にあたっては、重点緑化道路として位置づける幹線道路から優先的に緑化推進・緑化要望を図り、道路緑化によるみどりのネットワーク化に努めます。重点緑化道路については以下のように路線の状況に応じた施策の展開を図ります。

◆ 市街地内の植樹帯の確保できる幹線市道沿い

街路樹等による道路緑化を推進します。

◆ 国・県道

道路整備と併せて道路緑化が推進されるよう、関係機関に要望します。また、現況の街路樹が適切に維持されるよう道路管理者に要請します。

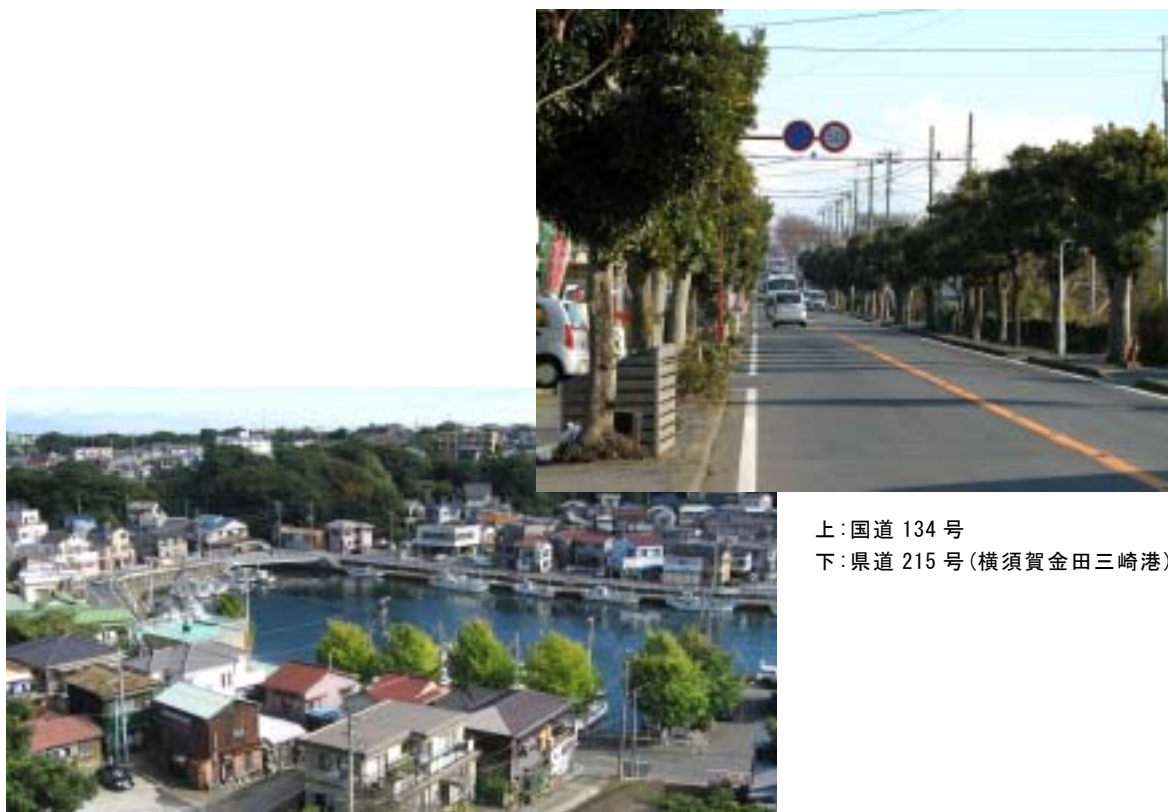
◆ 道路用地内に植樹帯が確保できない路線、市街化調整区域等街路樹緑化が眺望景観を妨げる恐れのある路線

道路用地外に緑地帯を確保し、フラワーロード事業を推進します。

◆ 特に重要な路線・区間

街路樹緑化推進・要望＋フラワーロード事業を推進します。

その他各路線については歩道の整備を推進・要望し、公園・緑地や景勝地を結び歩行者ネットワークを形成する路線として活用を図ります。



上：国道 134 号
下：県道 215 号（横須賀金田三崎港）

(2) 主要遊歩道づくりの方針

主要な遊歩道については「海の保全・活用軸」や「大地の連携軸」をつなぐよう整備を推進し、遊歩道によるみどりのネットワーク化に努めます。主要な遊歩道については以下のように状況に応じた施策の展開を図ります。

◆ 海の保全・活用軸を連絡する遊歩道

関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）の各コースの維持・管理の要請とPRを図ります。

◆ 大地の連携軸を連絡する遊歩道

多摩三浦丘陵をネットワークする散策ルートの設定に向け、県や関係市町、関係機関と連携を図ります。

上記の2路線については、それぞれネットワーク化を図り、海から台地上の農地景観まで多様な散策ルートの形成を図ります。



写真：関東ふれあいの道とその案内板